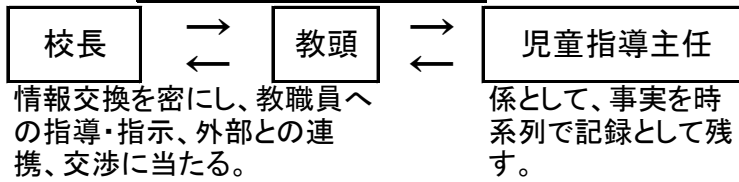


いじめ認知



職員会議

全教職員に経過報告を行い、共通理解を徹底する。

いじめ対策委員会 (緊急時の組織的対応)

○メンバー構成

校長・教頭・教務主任・児童指導主任・学習指導主任
 ・学年主任・養護教諭・教育相談担当・特別支援教育担当
 ・関係教諭

・△人権教育主任・△教育相談員・△スクールカウンセラー
 △PTA会 (△…適宜)

○報告・調査方針・分担等を決定

・目的を明確にする。
 ・行動の優先順位を決める。
 ・いつまでに誰が何をするかを明らかにする。

調査

事実関係の把握

○指導方針の決定・指導体制の確立

・指導、支援の対象と、手立てを明確にする。
 全体への指導、支援(学校、学年、学級)
 { 一部への指導、支援(観衆、友人等)
 特定への指導、支援(被害者、加害者等)

いじめ解決への指導・支援

継続指導・経過観察

事態の収束の判断

収束

当該のいじめが解消(収束)し、被害児童本人が解消(収束)を自覚するなど、被害・加害児童の関係が良好になっているもの。

対応継続

当該のいじめは解消(収束)しているが、被害児童または加害児童に継続支援が必要な状態であるもの。

保護者

複数対応を心がけ、家庭訪問等で丁寧に対応する。

関係機関

・教育委員会
 ・児童福祉課
 ・児童相談所
 ・警察署

必要に応じて協力を要請する。

地域

・児童委員
 ・民生委員

必要に応じて協力を要請する。

PTA本部

保護者説明会

必要に応じて、途中経過を報告する。

報道機関

PTA会長

保護者説明会

必要に応じて実施する。

必要に応じて相談・報告する。

日常の取組の充実